

令和元年11月7日

福島市空き家バンクの運用を開始します

空き家所有者から売却・賃貸の希望があった空き家物件の情報を掲載・発信する「福島市空き家バンク」の運用を開始します。空き家の流通促進・利活用推進により、管理不全空き家の発生防止、移住・定住促進による地域振興を図ります。

記

1 開始期日 : 令和元年11月8日（金曜日）より運用開始

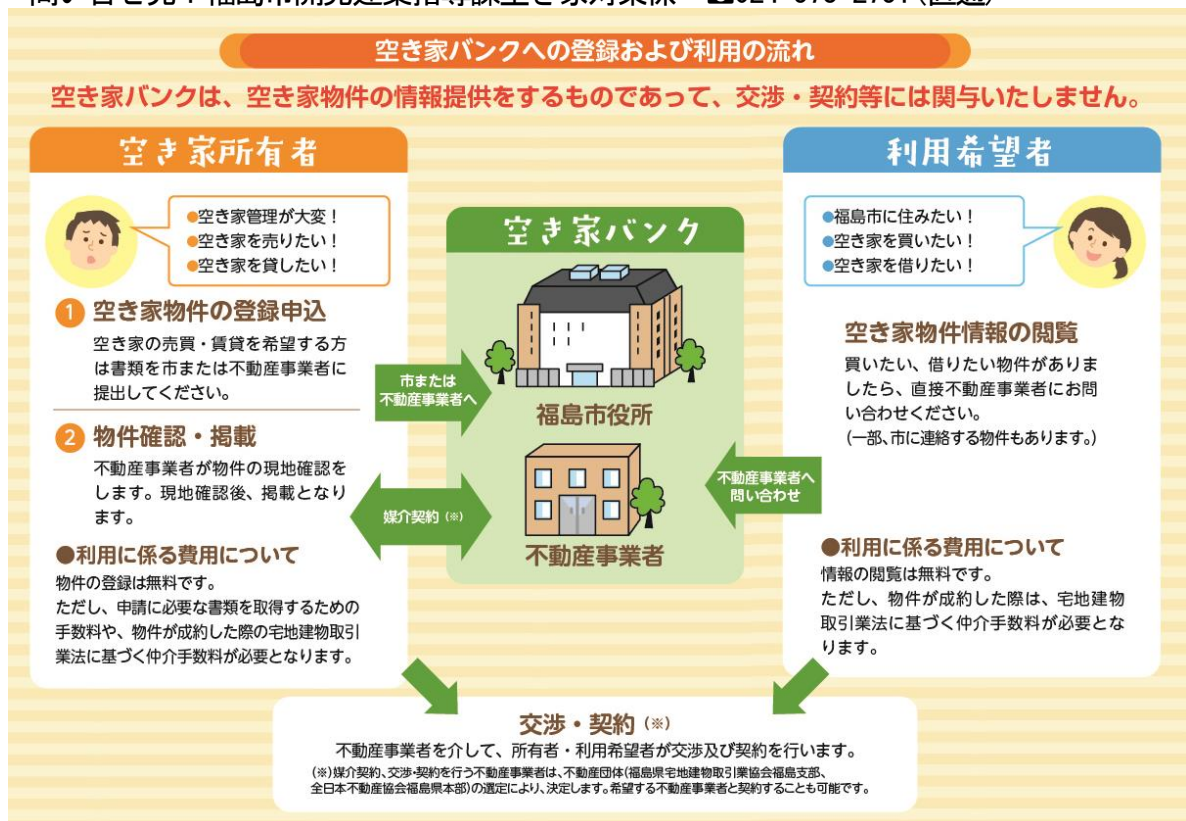
2 福島市空き家バンクの内容

空き家を売りたい・貸したい方が物件を登録・公開し、空き家を買いたい・借りたい方がインターネット上で自由に情報を得られるようにするサービスです。物件の登録、情報の閲覧は無料です（物件が成約した際は宅地建物取引業法に基づく仲介手数料が必要）。

登録申込：市内不動産事業者（県宅地建物取引業協会福島支部、全日本不動産協会福島県本部会員）か、市開発建築指導課

※空き家所有者が物件を登録するには書類の提出が必要です。詳しくは空き家バンクウェブサイトをご覧ください。

問い合わせ先：福島市開発建築指導課空き家対策係 ☎024-573-2751（直通）



3 福島市空き家バンクウェブサイト

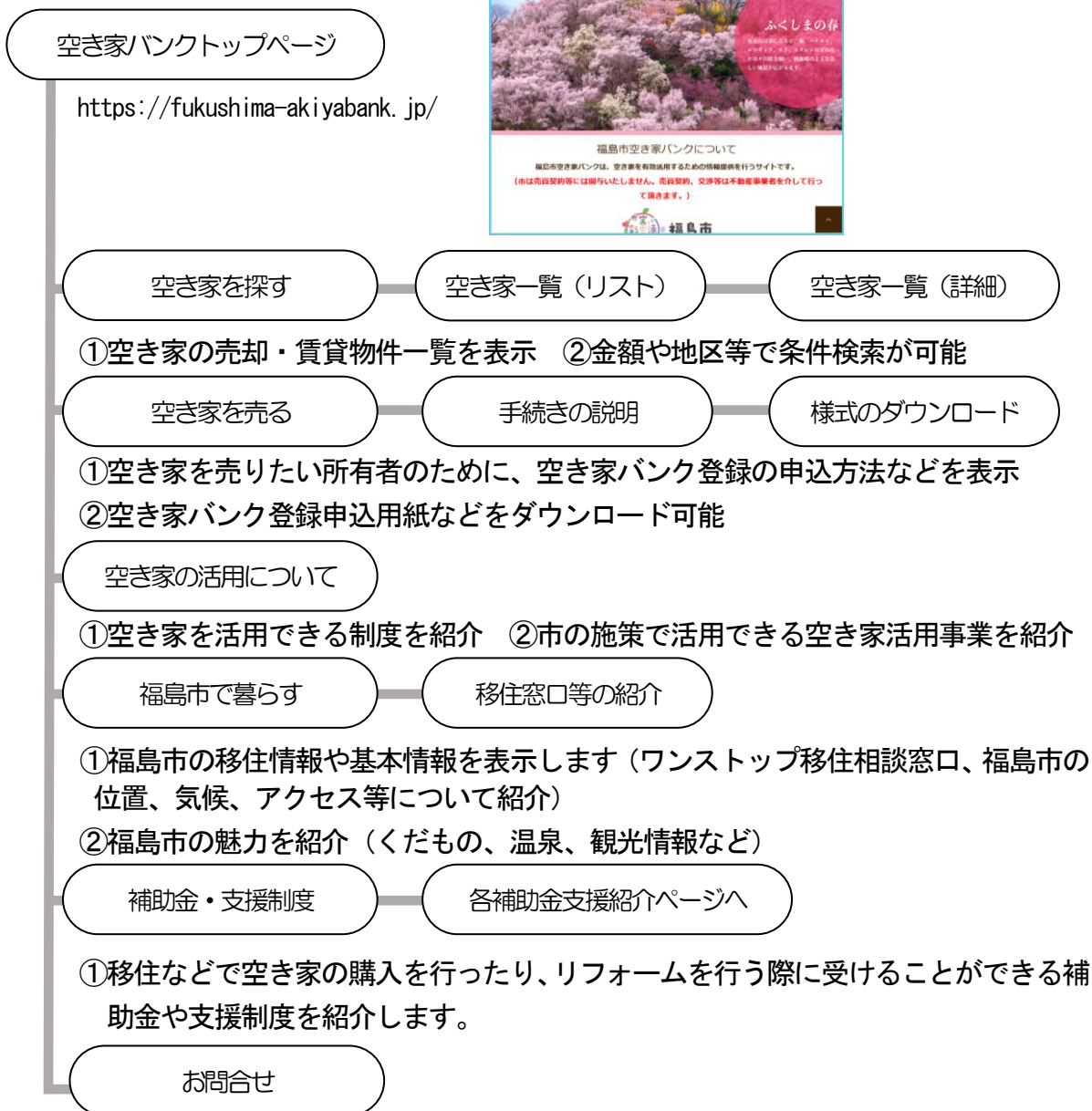
既存ウェブサイト貼り付けるリンクからもアクセスできます

- ①福島市ホームページ
- ②福島市観光コンベンション協会「こらんしょふくしま」
- ③地域ポータルサイト「ぐるっと福島」など

福島市空き家バンクQRコード



【福島市空き家バンク サイト構成】



4 その他

- ・ 売買の仲介は、市と空き家対策の連携協定を締結している福島県宅地建物取引業協会福島支部、全日本不動産協会福島県本部会員の不動産事業者が行います。
（市は空き家物件の情報提供をするもので、交渉契約等には関与いたしません。）

担当：開発建築指導課空き家対策係
課長 佐藤、係長 緑川
電話 024-573-2751（直通）